

## 尻別川水系 ダム洪水調節機能協議会

### 規 約

#### (名称)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「尻別川水系 ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流等の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

#### (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、尻別川水系における双葉ダム及び京極ダムを対象とする。

#### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 協議会には会長を置き、会長は小樽開発建設部長とする。

3 会長は、協議会の事務を統括する。

4 協議会は、必要に応じて別表の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流等を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、小樽開発建設部に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年9月21日から施行する。

2 「尻別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場」を承継し、本協議会とする。

別表

尻別川水系ダム洪水調節機能協議会 構成員名簿

組織別	構成員
北海道開発局小樽開発建設部	部長
北海道後志総合振興局	局長
倶知安町	町長
京極町	町長
喜茂別町	町長
共和町	町長
倶知安土地改良区	理事長
共和土地改良区	理事長
北海道電力株式会社	水力部長

尻別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場_規約
<p>(名称) 第1条 本会は、「尻別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場」(以下「協議の場」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議の場は、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節に向けた検討会議)に基づき、尻別川水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。)との間において、既存ダムの洪水調節機能の強化を図るために必要な協議を行うことを目的とする。</p> <p>(協議の場の構成) 第3条 協議の場は、別表に掲げる尻別川水系における河川管理者、ダム管理者及び関係利水者で構成する。 2 協議の場には議長を置き、小樽開発建設部次長(河川・道路担当)をもってこれに充てる。 3 議長は、協議の場の事務を掌理する。 4 協議の場には、必要に応じ分科会又は専門部会を設けることができる。</p> <p>(協議事項) 第4条 協議の場は、第2条の目的を達成するため、次の事項を協議する。 (1) 治水協定の締結に係る事項 (2) 工程表の作成に係る事項 (3) その他</p>

尻別川水系ダム洪水調節機能協議会_規約	備考
<p>(名称) 第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「尻別川水系ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流等の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。</p> <p>(協議会の対象ダム) 第3条 協議会は、尻別川水系における双葉ダム及び京極ダムを対象とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。 2 協議会には会長を置き、会長は小樽開発建設部長とする。 3 会長は、協議会の事務を統括する。 4 協議会は、必要に応じて別表の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。</p>	<p>河川法改正(流域治水関連法)</p> <p>事前放流等  <ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流(京極ダム)</li> <li>貯水位運用(双葉ダム)</li> </ul> </p> <p>治水協定のダムを対象</p> <p>「協議の場」の構成員を承継議長(次長)→会長(部長)</p>

規約例
<p>(設置) 第〇条 河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「〇〇川水系ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(目的) 第〇条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。</p> <p>(協議会の対象ダム) 第〇条 協議会は、〇〇川水系における、△△ダム、□□ダムを対象とする。</p> <p>(協議会の構成) 第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。 2 協議会は、必要に応じて別表〇の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。</p>

尻別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場_規約	尻別川水系ダム洪水調節機能協議会_規約	備 考	規 約 例
<p>(会議の公開)</p> <p>第5条 協議の場は、原則として公開とする。</p> <p>(協議の場資料等の公表)</p> <p>第6条 協議の場に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、構成員の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議の場の議事については、事務局が議事録を作成する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議の場の事務を行うため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、小樽開発建設部に置く。</p> <p>3 事務局の運営に関し、必要な事項は議長が別に定める。</p> <p>(規約の改正)</p> <p>第8条 議長は、本規約を改正する必要があると認めたときは、構成員の同意を得てこれを行うことができる。</p>	<p>三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。</p> <p>四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。</p> <p>五 更に効果的に事前放流等を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。</p> <p>六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局は、小樽開発建設部に置く。</p>	<p>「協議の場」の事務局を承継</p>	<p>三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。</p> <p>四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。</p> <p>五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。</p> <p>六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第〇条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>

尻別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場_規約	尻別川水系ダム洪水調節機能協議会_規約	備 考	規 約 例
<p>(雑則) 第9条 この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。</p> <p>(附則) 第10条 本規約は、令和2年1月30日から施行する。</p>	<p>(雑則) 第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則) 第9条 この規約は、令和3年9月●日から施行する。 2 尻別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場を承継し、本協議会とする。</p>	<p>「協議の場」は廃止し、本協議会に移行</p>	<p>(雑則) 第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則) 第〇条 この規約は、令和 年 月 日から施行する。</p>

尻別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場_規約	尻別川水系ダム洪水調節機能協議会_規約	備 考	規 約 例
<p>別 表</p> <p>尻別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場 (構成員名簿)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小樽開発建設部</li> <li>後志総合振興局</li> <li>北海道電力株式会社</li> <li>倶知安土地改良区</li> <li>共和土地改良区</li> <li>倶知安町</li> <li>京極町</li> <li>喜茂別町</li> <li>共和町</li> </ul>	<p>別表</p> <p><b>河川管理者</b> (第五十一条の二第2項第一号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道開発局小樽開発建設 部長 (国土交通大臣)</li> </ul> <p><b>利水ダム等に係る水利使用に関し許可を受けた者</b> (第五十一条の二第2項第二号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道開発局小樽開発建設 部長 (農林水産大臣：双葉ダム)</li> <li>・北海道電力株式会社 水力部長 (京極ダム)</li> </ul> <p><b>関係都道府県知事</b> (第五十一条の二第2項第三号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道後志総合振興局 局長</li> </ul> <p><b>関係行政機関、河川管理者が必要と認める者</b> (第五十一条の二第2項第四号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倶知安町 町長</li> <li>・京極町 町長</li> <li>・喜茂別町 町長</li> <li>・共和町 町長</li> <li>・倶知安土地改良区 理事長</li> <li>・共和土地改良区 理事長</li> </ul>	<p>「協議の場」の構成員を承継</p>	<p>別表○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省 ○○地方整備局 ○○河川事務所長</li> <li>国土交通省 ○○地方整備局 ○○ダム統合管理事務所長</li> <li>○○県知事</li> <li>○○市長</li> <li>○○町長</li> <li>○○電力株式会社 代表取締役社長</li> <li>○○土地改良区 理事長</li> </ul>